

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【一面】

平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
・再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
・再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

- この明細書は、住宅の取得等をして居住の用に供していた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない理由に基因してその家屋を居住の用に供さなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合で次に該当するときに使用します。
・再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合
・再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

○この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

○この明細書の書き方については、控用の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照してください。

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
郵便番号
住所
電話番号
フリガナ
氏名

1 住所及び氏名 (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
郵便番号
住所
電話番号
フリガナ
氏名

(再び居住の用に供したことに係る事項)
転居年月日
再び居住の用に供した家屋の所在地
居住の用に供していない期間の家屋の用途
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用

(再び居住の用に供したことに係る事項)
転居年月日
再び居住の用に供した家屋の所在地
居住の用に供していない期間の家屋の用途
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日
取得対価の額
総(床)面積
うち居住用部分の(床)面積

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日
取得対価の額
総(床)面積
うち居住用部分の(床)面積

4 特定取得に係る事項
家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の③)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

4 特定取得に係る事項
家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の②又は3の③)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、右の「特定取得」の文字を○で囲んでください。

5 家屋や土地等の取得対価の額
あなたの共有持分
あなたの持分に係る取得対価の額等

5 家屋や土地等の取得対価の額
あなたの共有持分
あなたの持分に係る取得対価の額等

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
連帯債務に係るあなたの負担割合
住宅借入金等の年末残高
②と⑤のいずれか少ない方の金額
居住用割合
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高
住宅借入金等の年末残高の合計額

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高
連帯債務に係るあなたの負担割合
住宅借入金等の年末残高
②と⑤のいずれか少ない方の金額
居住用割合
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高
住宅借入金等の年末残高の合計額

整理欄 入力 住 民 台帳番号 一連番号

整理欄 入力 住 民 台帳番号 一連番号

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【二面】

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【二面】

提出用

7 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)……………

2 障害者(1に該当する方を除きます。)……………

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)……………

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑩	円
断熱改修工事等の費用の額(※)	⑪	
特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑫	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑬	
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑭	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑮又は⑮×一面の⑰の⑱)	⑯	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑲と⑳のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)	⑳	

※ ⑩欄から⑱欄までの金額が50万円を超えるとときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控除の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方」の5をご覧ください。

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

番号	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑱ 00 円

※ 三面の⑱の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑳の金額を右に転記します。	⑲	円
					00

9 控除証明書の要否

平成30年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

二面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

7 特定の増改築等に係る事項

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)……………

2 障害者(1に該当する方を除きます。)……………

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)……………

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額(※1)	⑩	円
断熱改修工事等の費用の額(※2)	⑪	
特定断熱改修工事等の費用の額(※2)	⑫	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※3)	⑬	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑩+⑫+⑬)	⑭	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑭又は⑭×一面の⑰の⑱)	⑮	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑲と⑳のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)	⑳	

※1 ⑩の金額が50万円を超えるとときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※2 ⑪又は⑫の金額が50万円を超えるとときに、(特定)断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※3 ⑬の金額が50万円を超えるとときに、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

番号	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑰ 00 円

※ 三面の⑰の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑱の金額を右に転記します。	⑱	円
					00

9 控除証明書の要否

平成29年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

二面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】

○平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for '提出用' (Submission), '氏名' (Name), and '住宅借入金等の年末残高の合計額' (Total year-end balance of housing loan). It includes sub-tables for '居住の用に供した日等' (Date of use) and '算式等' (Formulas) for various categories like '住宅借入金' (Housing loan), '高齢者等居住改修工事' (Elderly housing renovation), and '特定増改築等' (Specified renovation).

三面は、一面及び二面と一緒に提出してください。

※1 ⑧欄の金額を二面の⑨欄に転記します。
※2 ⑩欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑩欄を記載します。

Table for '重複適用を受ける場合' (Cases of overlapping application) and '震災特例法の重複適用の特例を受ける場合' (Cases of special provisions for overlapping application under disaster provisions).

※ ⑩欄の金額を二面の⑩欄に転記します。

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】

○平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for '提出用' (Submission), '氏名' (Name), and '住宅借入金等の年末残高の合計額' (Total year-end balance of housing loan). It includes sub-tables for '居住の用に供した日等' (Date of use) and '算式等' (Formulas) for various categories like '住宅借入金' (Housing loan), '高齢者等居住改修工事' (Elderly housing renovation), and '特定増改築等' (Specified renovation).

三面は、一面及び二面と一緒に提出してください。

※1 ⑧欄の金額を二面の⑨欄に転記します。
※2 ⑩欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑩欄を記載します。

Table for '重複適用を受ける場合' (Cases of overlapping application) and '震災特例法の重複適用の特例を受ける場合' (Cases of special provisions for overlapping application under disaster provisions).

※ ⑩欄の金額を二面の⑩欄に転記します。

改正後

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【書き方・1ページ】

平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方

○(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の作成に当たっては、次の1~8に留意して記載してください。

なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)及び「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。)を併せて使用します。

種類	使用区分
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。.)の適用がある場合
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄
所定の欄に該当する事項を書いてください。
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。
なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄
(付表1)の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を⑤、⑥又は⑦欄に転記します。
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄
②欄は次の表に従って、該当する金額を転記又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
④の②欄	⑥	⑥×④の①	(付表1)の③の②
⑤の②欄	⑥	⑥×⑥の①	(付表1)の⑧の②
①の②欄	補助金等なし	①	①×①の①
	補助金等あり	(付表1)の⑥	(付表1)の⑥×①の①

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
なお、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合の差が10%以内(⑦欄が90%以上のため、100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ⑤の面積は「⑤×⑥の⑦」又は「⑤×⑥の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑦欄の記入に当たって、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の③欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。

i ⑤の⑥欄の金額(円) × $\frac{\text{⑤の②欄又は⑥の②欄の金額(円)}}{\text{⑤の②欄の金額(円)}}$ × ⑤の⑦欄の割合(%) = (円)

ii ⑥の⑥欄の金額(円) × $\frac{\text{⑥の②欄の金額(円)}}{\text{⑥の②欄の金額(円)}}$ × ⑥の⑦欄の割合(%) = (円)

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【書き方・1ページ】

平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方

○(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の作成に当たっては、次の1~8に留意して記載してください。

なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)及び「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。)を併せて使用します。

種類	使用区分
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。.)の適用がある場合
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合

1 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄
所定の欄に該当する事項を書いてください。
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。
なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄
(付表1)の所定の事項を記載の上、その③欄の金額又は④欄の金額を⑤、⑥又は⑦欄に転記します。
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄
②欄は次の表にしたがって、該当する金額を転記又は計算して記載します。

	住宅取得等資金の贈与の特例適用なし		住宅取得等資金の贈与の特例適用あり
	共有持分なし	共有持分あり	
④の②欄	⑥	⑥×④の①	(付表1)の③の②
⑤の②欄	⑥	⑥×⑥の①	(付表1)の⑧の②
①の②欄	補助金等なし	①	①×①の①
	補助金等あり	(付表1)の⑥	(付表1)の⑥×①の①

4 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます)。
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

(2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
なお、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑤の面積は「⑤×⑥の⑦」又は「⑤×⑥の⑦」とし、⑥の⑦欄は、それぞれ⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄の割合を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑦欄の記入に当たって、⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑤の⑦欄と⑥の⑦欄の割合が異なる場合は、税務署にお尋ねください。

改正後

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【書き方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	三画番号1及び2	三画番号3及び4 (認定住宅の特例)	三画番号8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	三画番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
- ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
- ※3 適用は平成21年6月4日以降

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑭欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- ※1 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑩、⑪、⑫又は⑬欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬欄に書きます。
- ※2 ⑩欄の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※3 ⑪欄又は⑫欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※4 ⑬欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、⑭欄の金額が50万円を超えるときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

6 三画への転記

一面の⑨欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。
また、二面⑩欄の金額は、以下の区分に応じて三画へ転記してください。

- (1) ⑩欄の金額がある場合は、三画番号5の⑩欄へ転記
- (2) ⑩欄の金額がなく、⑪欄又は⑫欄の金額がある場合は、三画番号6の⑩欄へ転記
- (3) ⑩欄から⑬欄の金額がなく、⑭欄の金額がある場合は、三画番号7の⑩欄へ転記

7 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑮欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②災害により家屋を居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき、③重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、④震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用) 【書き方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑨欄の最高限度額			
	三画番号1及び2	三画番号3及び4 (認定住宅の特例)	三画番号8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	三画番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 平成28年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円	
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)		
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
- ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
- ※3 適用は平成21年6月4日以降

5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から⑬欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑪欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑫欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ⑬欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

※ 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑩、⑪、⑫又は⑬欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑫、⑬欄に書きます。

6 三画への転記

一面の⑨欄の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑨欄の金額及び二面の⑩欄の金額を三面の「5 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」、「6 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「7 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。

7 「8 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」欄

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑮欄に転記します。

また、①震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。ただし、これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、二面の表で同一の欄を使用して計算するものを除きます。)を受ける場合、③震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用) 【書き方・3ページ】

個⑥024 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用) 【書き方・3ページ】

8 申告書への転記等

(1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

⑨(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署にお尋ねください。

○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

○ 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。

○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

8 申告書への転記等

(1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方

⑨(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を書きます。

(2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方の申告書への転記等については、税務署にお尋ねください。

○ 再び居住の用に供した方が、この控除を受ける場合には、この明細書のほか、以下の区分に応じそれぞれ次の書類を提出します。

【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合	【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	① 住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類 ② 転任の命令その他これらに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

○ 再び居住の用に供した場合の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「再び居住の用に供した場合の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ」を参照してください。

○ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成29年分)

(平成28年分)

氏名

氏名

この明細書は、平成29年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

この明細書は、平成28年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

1 寄附金の区分等

Table with 4 columns: 寄附金の区分等, 政党等寄附金の額, ①以外の寄附金の額, ①+②, 所得金額の合計額, ④x40%

Table with 4 columns: 寄附金の区分等, 政党等寄附金の額, ①以外の寄附金の額, ①+②, 所得金額の合計額, ④x40%

2 政党等寄附金特別控除額の計算

2 政党等寄附金特別控除額の計算

Table with 6 columns: ⑤-②, ⑥, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, 2千円-②, (⑦-⑧)x30%, 平成29年分の所得税の額, ⑩x25%, 政党等寄附金特別控除額

Table with 6 columns: ⑤-②, ⑥, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, 2千円-②, (⑦-⑧)x30%, 平成28年分の所得税の額, ⑩x25%, 政党等寄附金特別控除額

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

個⑥025 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成29年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の取次報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

個人が平成28年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の取次報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を平成28年分の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成28年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
 - ② 本年の所得税の額の25%に相当する金額
- 但し 上記①の算式中の「本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、本年の所得金額の40%相当額が限度とされます。

- ① (平成28年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
 - ② 平成28年分の所得税の額の25%に相当する金額
- 但し 上記①の算式中の「平成28年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、平成28年分の所得金額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成28年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成28年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

- 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成28年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

- 3 具体的な控除額の計算は、裏面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

- 3 具体的な控除額の計算は、裏面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

また、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成29年分)

氏名

(平成28年分)

氏名

この明細書は、平成29年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

この明細書は、平成28年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

1 寄附金の区分等

Table with 4 columns: 寄附金の区分等, 認定NPO法人等寄附金の額, ①, ②, ③, ④, ⑤. Includes rows for 寄附金の区分等 and 所得金額の合計額.

Table with 4 columns: 寄附金の区分等, 認定NPO法人等寄附金の額の合計額, 寄附金の内訳, 寄附先の名称, 寄附年月日, 金額.

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

Table with 4 columns: ⑤ - ②, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬. Includes rows for ⑤ - ②, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, 2千円 - ②, (⑦ - ⑧) x 40%, 平成29年分の所得税の額, ⑩ x 25%, ⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額, 認定NPO法人等寄附金特別控除額.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除(申告書Aは⑩~⑫欄、申告書Bは⑩~⑫欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の④の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

Table with 4 columns: 寄附金の区分等, 認定NPO法人等寄附金の額, ①, ②, ③, ④, ⑤. Includes rows for 寄附金の区分等 and 所得金額の合計額.

Table with 4 columns: 寄附金の区分等, 認定NPO法人等寄附金の額の合計額, 寄附金の内訳, 寄附先の名称, 寄附年月日, 金額.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除(申告書Aは⑩~⑫欄、申告書Bは⑩~⑫欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の④の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

改正後

改正前

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成29年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

個人が平成28年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成28年分の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。）又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定等の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期間内に支出したものに限ります。）をいいます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ① 本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40%
- ② 本年の所得税額の25%に相当する金額
- ①1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。
- 4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

- ① (平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 40%
- ② 平成28年分の所得税の額の25%に相当する金額
- ①1 上記①の算式中の「平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成28年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。
- 4 具体的な控除額の計算は、裏面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
- ② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの
 - (1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
 - (2) その寄附金の額
 - (3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - (4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

- ① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
- ② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの
 - (1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
 - (2) その寄附金の額
 - (3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - (4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成29年分)

(平成28年分)

氏名

氏名

この明細書は、平成29年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

この明細書は、平成28年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

1 寄附金の区分等

Table with 4 columns: 寄附金の区分等, 公益社団法人等寄附金の額, ①, ②, ③, ④, ⑤. Includes sub-table for 寄附金の区分等 with ①以外の寄附金の額 and ① + ②.

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。（公益社団法人等寄附金の内訳）

Table with 4 columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金, 額. Includes sub-table for ①以外の寄附金の額.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

Table with 6 columns: ⑤ - ②, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫. Includes calculations for 2千円 - ② and (⑦ - ⑧) x 40%.

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑩～⑫欄）に転記してください。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

Table with 4 columns: 寄附金の区分等, 公益社団法人等寄附金の額, ①, ②, ③, ④, ⑤. Includes sub-table for ①以外の寄附金の額.

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。（公益社団法人等寄附金の内訳）

Table with 4 columns: 寄附先の名称, 寄附年月日, 金, 額. Includes sub-table for ①以外の寄附金の額.

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

Table with 6 columns: ⑤ - ②, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫. Includes calculations for 2千円 - ② and (⑦ - ⑧) x 40%.

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑩～⑫欄）に転記してください。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

改正後

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成29年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。
 なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

- 1 公益社団法人等寄附金**
 ①から⑦の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。
 ① 公益社団法人及び公益財団法人
 ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
 ③ 社会福祉法人
 ④ 更生保護法人
 ⑤ 国立大学法人
 ⑥ 公立大学法人
 ⑦ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構
 ⑧ 上記⑤から⑦の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

- 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算**
 公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）
 ①（本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%
 ② 本年の所得税額の25%に相当する金額
 ⑧1 上記①の算式中の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、本年の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
 ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。
 3 具体的な控除額の計算は、裏面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

- 3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続**
 公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18の3」を書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

- 4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類**
 この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほか、次の区分に応じて、必要書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①～④に該当する場合	1の⑤～⑦に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日以前に発行されたものに限りません。）の写し	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の行う学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（その寄附金を支出する日の属する年の1月1日以前に発行されたものに限りません。）の写し

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正前

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成28年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成28年分の所得税額から控除することができます。
 なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

- 1 公益社団法人等寄附金**
 ①から⑦の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。
 ① 公益社団法人及び公益財団法人
 ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
 ③ 社会福祉法人
 ④ 更生保護法人
 ⑤ 国立大学法人
 ⑥ 公立大学法人
 ⑦ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構
 ⑧ 上記⑤から⑦の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

- 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算**
 公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）
 ①（平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%
 ② 平成28年分の所得税額の25%に相当する金額
 ⑧1 上記①の算式中の「平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。
 ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成28年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成28年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。
 3 具体的な控除額の計算は、裏面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

- 3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続**
 公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18の3」を書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

- 4 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類**
 この『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』のほか、次の区分に応じて、必要書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

1の①～④に該当する場合	1の⑤～⑦に該当する場合
(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限りません。）の写し	(1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日 ロ その寄附金の額 ハ その寄附金がその法人の行う学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 イ その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（平成28年中に発行されたものに限りません。）の写し ロ その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の要件を満たすことを文部科学大臣等により確認されたものであることを証する書類（平成28年中に発行されたものに限りません。）の写し

公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後

個⑥026 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 (平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用)

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 (平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用)

この明細書は、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結し、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

住宅耐震改修特別控除額の計算

Table with 6 rows and 2 columns. Row 1: 住宅耐震改修に要した費用の額 (1) 円. Row 2: ①に関し交付を受ける補助金等の合計額 (2). Row 3: (1) - (2) (3). Row 4: 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (4). Row 5: ③と④のいずれか少ない方の金額 (5). Row 6: 住宅耐震改修特別控除額 (5) x 10% (6) ※最高20万円.

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(イ)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。 「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

- 1 住宅耐震改修特別控除の概要
居住者が、平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。
2 住宅耐震改修特別控除額
次の算式により計算します。
(次の④と⑤のいずれか少ない方の金額) x 10% = 住宅耐震改修特別控除額 [100円未満の端数切捨て]
④住宅耐震改修に要した費用の額 (注)
⑤住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (注)
(注) 補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。
3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類
住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mlit.go.jp）をご覧ください。
③ 住宅耐震改修に係る請負契約書の写し
④ 補助金等の額を証する書類
⑤ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
⑥ 住民票の写し

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

改正前

個⑥026 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 (平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用)

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 (平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用)

(平成 年分) 氏名

提出用

この明細書は、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結し、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

住宅耐震改修特別控除額の計算

Table with 6 rows and 2 columns. Row 1: 住宅耐震改修に要した費用の額 (1) 円. Row 2: ①に関し交付を受ける補助金等の合計額 (2). Row 3: (1) - (2) (3). Row 4: 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (4). Row 5: ③と④のいずれか少ない方の金額 (5). Row 6: 住宅耐震改修特別控除額 (5) x 10% (6) ※最高20万円.

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(イ)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。 「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

- 1 住宅耐震改修特別控除の概要
居住者が、平成18年4月1日から平成21年6月30日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。
2 住宅耐震改修特別控除額
次の算式により計算します。
(次の④と⑤のいずれか少ない方の金額) x 10% = 住宅耐震改修特別控除額 [100円未満の端数切捨て]
④住宅耐震改修に要した費用の額 (注)
⑤住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (注)
(注) 補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。
3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類
住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mlit.go.jp）をご覧ください。
③ 住宅耐震改修に係る請負契約書の写し
④ 補助金等の額を証する書類
⑤ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
⑥ 住民票の写し

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に住宅耐震改修をした方用）【表面】

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後住宅耐震改修をした方用）【表面】

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

（平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に住宅耐震改修をした方用）

（平成 年分） 氏名

提出用

この明細書は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。
 詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
 なお、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成29年4月1日以後に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、平成29年4月1日以後に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に係る耐震工事的標準的な費用の額	①	円
①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②	
(① - ②)	③	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100円未満の端数切捨て)

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(4)当該住宅耐震改修に係る耐震工事的標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます（平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結した場合に限ります）。
 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(5)当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。なお、平成26年分については、平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合、耐震改修工事限度額は異なります。詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
 ④の金額が2以上ある場合には、④の金額のうち最も高い耐震改修工事限度額が限度となります。
 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
 なお、平成26年分については、平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）」の⑥欄の金額との合計額を書きます。
 また、住宅特定改修特別税額控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）

（平成 年分） 氏名

提出用

この明細書は、平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。
 詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
 なお、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）」を使用してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に係る耐震工事的標準的な費用の額	①	円
①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②	
(① - ②)	③	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100円未満の端数切捨て)

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(4)当該住宅耐震改修に係る耐震工事的標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます（平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結した場合に限ります）。
 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(5)当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。なお、平成26年分については、平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合、耐震改修工事限度額は異なります。詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
 ④の金額が2以上ある場合には、④の金額のうち最も高い耐震改修工事限度額が限度となります。
 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
 なお、平成26年分については、平成26年1月1日から同年3月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）」の⑥欄の金額との合計額を書きます。
 また、住宅特定改修特別税額控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に住宅耐震改修をした方用）【裏面】

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後住宅耐震改修をした方用）【裏面】

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受けられる場合の要件や手続について説明しています。

平成26年4月1日から平成28年12月31日までの間に、住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受けられる場合の要件や手続について説明しています。

1 住宅耐震改修特別控除の概要

個人が、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

- (注1) 非居住者が平成28年3月31日以前に行った住宅耐震改修については、この控除の適用はありません。
 (注2) この住宅耐震改修について、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合には、この住宅耐震改修特別控除は適用できません。なお、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除については、『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』をご覧ください。

1 住宅耐震改修特別控除の概要

個人が、平成26年4月1日から平成28年12月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

- (注1) 非居住者が平成28年3月31日以前に行った住宅耐震改修については、この控除の適用はありません。
 (注2) この住宅耐震改修について、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合には、この住宅耐震改修特別控除は適用できません。なお、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除については、『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』をご覧ください。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (注1)} \\ \text{(最高250万円 (注2))} \\ \text{(最高200万円 (注3))} \end{array} \right] \times 10\% = \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修} \\ \text{特別控除額} \end{array} \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

- (注1) 平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。
 (注2) 住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうちに、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の耐震改修工事限度額です。
 (注3) 上記（注2）の場合以外の場合の耐震改修工事限度額です。
 (注4) 平成26年1月1日から同年3月31日までの間に住宅耐震改修をし、かつ、同年4月1日から同年12月31日までの間に別の住宅耐震改修をした場合において、同年4月1日から同年12月31日までの間の住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額は、上記（注2）又は（注3）の耐震改修工事限度額から同年1月1日から同年3月31日までの間の住宅耐震改修に係る住宅耐震改修特別控除額に10を乗じて計算した金額を控除した残額となります。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (注1)} \\ \text{(最高250万円 (注2))} \\ \text{(最高200万円 (注3))} \end{array} \right] \times 10\% = \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修} \\ \text{特別控除額} \end{array} \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

- (注1) 平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。
 (注2) 住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうちに、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の耐震改修工事限度額です。
 (注3) 上記（注2）の場合以外の場合の耐震改修工事限度額です。
 (注4) 平成26年1月1日から同年3月31日までの間に住宅耐震改修をし、かつ、同年4月1日から同年12月31日までの間に別の住宅耐震改修をした場合において、同年4月1日から同年12月31日までの間の住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額は、上記（注2）又は（注3）の耐震改修工事限度額から同年1月1日から同年3月31日までの間の住宅耐震改修に係る住宅耐震改修特別控除額に10を乗じて計算した金額を控除した残額となります。

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
 - ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
 「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mlit.go.jp）をご覧ください。
 - ③ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
- (注) 平成27年分以前の申告では、この控除を受ける方の住民票の写し（マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）も必要です。

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）」の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
 - ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
 「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mlit.go.jp）をご覧ください。
 - ③ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
- (注) 平成27年分以前の申告では、この控除を受ける方の住民票の写し（マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）も必要です。

個⑥26-2 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年3月31日以前居住用)

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年3月31日以前居住用)

(平成 年分)

氏名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年3月31日以前に居住の用に供して、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除を計算するために使用します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。
なお、平成26年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受けられる場合には、平成26年4月1日以後に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』又は『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

1 共有者の氏名 (共有の場合のみ書いてください。)

Table with columns for 'フリガナ' and '氏名' for multiple owners.

2 改修工事をした家屋に係る事項

Table for renovation start date and ownership share.

※下の「増改築等工事証明書」の該当欄の「か」の内は、平成26年3月31日以前の増改築等工事証明書の該当欄を示しています。

太陽光発電設備設置工事をした場合には、「増改築等工事証明書」の「太陽光発電設備の型式（太陽光の用に供する機器として設置された機器の設置の型式）」欄にその型式が証明されています。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

Table for general thermal insulation work details, including costs and standards.

「増改築等工事証明書」の3(3)②ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額 (「4③ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額」又は「5②ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額」)欄の金額を転記してください。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が①から③のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

Table for elderly housing renovation criteria, including age and family status.

Table for elderly housing renovation costs and standards.

「増改築等工事証明書」の3(3)②ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額 (「4②ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」)欄の金額を転記してください。

5 住宅特定改修特別税額控除額

Table for the final tax credit amount calculation.

申告書第一頁の「税金の計算」欄の住宅特定改修特別税額控除額、住宅特定改修特別税額控除額の「住宅特定改修」の文字を「増改築」(区分「増」)と書き、控除額を転記してください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥26-2 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年3月31日以前居住用)

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年3月31日以前居住用)

(平成 年分)

氏名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年3月31日以前に居住の用に供して、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除を計算するために使用します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。
なお、平成26年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受けられる場合には、『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日以後居住用)』を使用してください。

1 共有者の氏名 (共有の場合のみ書いてください。)

Table with columns for 'フリガナ' and '氏名' for multiple owners.

2 改修工事をした家屋に係る事項

Table for renovation start date and ownership share.

※下の「増改築等工事証明書」の該当欄の「か」の内は、平成26年3月31日以前の増改築等工事証明書の該当欄を示しています。

太陽光発電設備設置工事をした場合には、「増改築等工事証明書」の「太陽光発電設備の型式（太陽光の用に供する機器として設置された機器の設置の型式）」欄にその型式が証明されています。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

Table for general thermal insulation work details, including costs and standards.

「増改築等工事証明書」の3(3)②ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額 (「4③ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額」又は「5②ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額」)欄の金額を転記してください。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が①から③のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

Table for elderly housing renovation criteria, including age and family status.

Table for elderly housing renovation costs and standards.

「増改築等工事証明書」の3(3)②ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額 (「4②ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」)欄の金額を転記してください。

5 住宅特定改修特別税額控除額

Table for the final tax credit amount calculation.

申告書第一頁の「税金の計算」欄の住宅特定改修特別税額控除額、住宅特定改修特別税額控除額の「住宅特定改修」の文字を「増改築」(区分「増」)と書き、控除額を転記してください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥26-3 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日から平成28年3月31日までの居住用)

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間居住用)

(平成 年分) 氏名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。
なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成26年3月31日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を、平成28年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成28年4月1日以後に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』又は『住宅耐震改修特別税額控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

(注) 4の①から③のいずれかに該当する方の場合は、⑥又は⑦の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。
4の①から③のいずれにも該当しない方の場合は、⑧の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名 (共有の場合のみ書いてください。)

Table with columns forフリガナ and 氏名 for both owner and co-owner.

2 改修工事をした家屋に係る事項

Table for renovation work details including start date and ownership share.

3 一般断熱改修工事等に係る事項

Table for general thermal insulation work details including equipment installation and cost breakdown.

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が①から③のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

Table for elderly housing renovation criteria including age and disability status.

5 住宅特定改修特別税額控除額

Table for the final tax credit amount calculation.

Table for elderly housing renovation criteria (continued).

Table for the final tax credit amount calculation (continued).

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)」の控除の金額との合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥26-3 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日から平成28年3月31日までの居住用)

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間居住用)

(平成 年分) 氏名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。
詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)』を、平成28年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)』又は『住宅耐震改修特別税額控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以後居住用)』を使用してください。

(注) 4の①から③のいずれかに該当する方の場合は、⑥又は⑦の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。
4の①から③のいずれにも該当しない方の場合は、⑧の金額が50万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名 (共有の場合のみ書いてください。)

Table with columns forフリガナ and 氏名 for both owner and co-owner.

2 改修工事をした家屋に係る事項

Table for renovation work details including start date and ownership share.

3 一般断熱改修工事等に係る事項

Table for general thermal insulation work details including equipment installation and cost breakdown.

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が①から③のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

Table for elderly housing renovation criteria including age and disability status.

5 住宅特定改修特別税額控除額

Table for the final tax credit amount calculation.

Table for elderly housing renovation criteria (continued).

Table for the final tax credit amount calculation (continued).

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
なお、平成26年分については、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等に係る部分を平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)」の控除の金額との合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

個⑥26-4 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間居住用)

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間居住用)

(平成 年分)

氏名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等をした部分を平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受ける方へ』を読んでください。
なお、平成 28 年 3 月 31 日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成 28 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を、平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

1 改修工事をした家屋に係る事項

Table with 2 columns: 居住開始年月日, あなたの共有持分. Includes fields ① and ②.

(共有者の氏名) (共有の場合のみ書いてください)

Table for co-owners with columns: フリガナ, 氏名. Includes fields for name and surname.

2 一般断熱改修工事等に係る事項

Table for general thermal insulation with columns: 有・無, 標準的な費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, etc.

太陽光発電設備設置工事をした場合には、『増改築等工事証明書』の「太陽光発電設備の型式」欄にその型式が証明されています。
『増改築等工事証明書』の「3(3)2ア 当該一般断熱改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
『増改築等工事証明書』の「3(3)2エ 当該一般断熱改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

3 高齢者等居住改修工事等に係る事項

Table for elderly housing with columns: 年齢が50歳以上, 障害者, 要介護認定, etc. Includes fields ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩.

『増改築等工事証明書』の「3(3)1ア 当該高齢者等居住改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
『増改築等工事証明書』の「3(3)1エ 当該高齢者等居住改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

Table for multi-family housing with columns: 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, etc.

『増改築等工事証明書』の「3(3)3ア 当該多世帯同居改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
『増改築等工事証明書』の「3(3)3エ 当該多世帯同居改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

5 住宅特定改修特別税額控除額

Table for special tax credit with columns: 住宅特定改修特別税額控除額, 氏名.

申告書第一巻の「税金の計算」欄の住宅特定改修特別税額、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を〇で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
住宅特定改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

個⑥26-4 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成 28 年 4 月 1 日以後居住用)

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成 28 年 4 月 1 日以後居住用)

(平成 年分)

氏名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等をした部分を平成 28 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。詳しくは、『住宅特定改修特別税額控除を受ける方へ』を読んでください。
なお、平成 28 年 3 月 31 日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成 26 年 3 月 31 日以前居住用)』又は『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間居住用)』を使用してください。

1 改修工事をした家屋に係る事項

Table with 2 columns: 居住開始年月日, あなたの共有持分. Includes fields ① and ②.

(共有者の氏名)

Table for co-owners with columns: フリガナ, 氏名. Includes fields for name and surname.

2 一般断熱改修工事等に係る事項

Table for general thermal insulation with columns: 有・無, 標準的な費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, etc.

太陽光発電設備設置工事をした場合には、『増改築等工事証明書』の「太陽光発電設備の型式」欄にその型式が証明されています。
『増改築等工事証明書』の「3(3)2ア 当該一般断熱改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
『増改築等工事証明書』の「3(3)2エ 当該一般断熱改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

3 高齢者等居住改修工事等に係る事項

Table for elderly housing with columns: 年齢が50歳以上, 障害者, 要介護認定, etc. Includes fields ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩.

『増改築等工事証明書』の「3(3)1ア 当該高齢者等居住改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
『増改築等工事証明書』の「3(3)1エ 当該高齢者等居住改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

Table for multi-family housing with columns: 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, etc.

『増改築等工事証明書』の「3(3)3ア 当該多世帯同居改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
『増改築等工事証明書』の「3(3)3エ 当該多世帯同居改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑧の金額が2以上ある場合には、⑧の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

5 住宅特定改修特別税額控除額

Table for special tax credit with columns: 住宅特定改修特別税額控除額, 氏名.

申告書第一巻の「税金の計算」欄の住宅特定改修特別税額、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を〇で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
住宅特定改修特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥026-7 住宅特定改修・耐震改修特別税額控除額の計算明細書（平成29年4月1日以後用）【1ページ】

(新設)

住宅耐震改修特別控除額
住宅特定改修特別税額控除額
の計算明細書
(平成29年4月1日以後用)

(平成 年分) 氏名

提出用

この明細書は、次のI又はIIの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。
I 平成29年4月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
II 高齢者等居住改修工事等、一般耐震改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般耐震改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成29年4月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

詳しくは、『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』を読んでください。

なお、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成29年3月31日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成29年3月31日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成29年3月31日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

I 住宅耐震改修特別控除額の計算

Table with 6 rows for calculating earthquake-resistant renovation special allowance. Includes fields for standard costs, subsidies, and final allowance calculation.

II 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

Table for renovation work details, including start date and owner information.

2 高齢者等居住改修工事に係る事項

Table for elderly housing renovation details, including age, disability status, and allowance calculation.

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥026-7 住宅特定改修・耐震改修特別税額控除額の計算明細書（平成29年4月1日以後用）【2ページ】

(新設)

3 一般断熱改修工事に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑬	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該一般断熱改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑭		
(⑬ - ⑭)	⑮		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。 ※50万円を超える場合に限りです。
⑮又は(⑮×⑧)	⑯		
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	⑰		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該一般断熱改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑯と⑰のいずれか少ない方の金額	⑱		
(⑱ × 10%)	⑲	(100円未満の端数切捨て)	← ⑱の金額が2以上ある場合には、⑱の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

4 多世帯同居改修工事に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	⑳	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉑		
(㉑ - ㉒)	㉓		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。 ※50万円を超える場合に限りです。
㉓又は(㉓×⑧)	㉔		
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉖		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉔と㉖のいずれか少ない方の金額	㉗		
(㉗ × 10%)	㉘	(100円未満の端数切捨て)	← ㉗の金額が2以上ある場合には、㉗の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

5 耐久性向上改修工事に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉙	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑳に關し交付を受ける補助金等の合計額	㉚		
(㉙ - ㉚)	㉛		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。 ※50万円を超える場合に限りです。
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉜		
㉛に關し交付を受ける補助金等の合計額	㉝		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
(㉛ + ㉝)	㉞		
㉞又は(㉞×⑧)	㉟		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㊱		
㉟と㊱のいずれか少ない方の金額	㊲		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
(㊲ × 10%)	㊳	(100円未満の端数切捨て)	

個⑥026-7 住宅特定改修・耐震改修特別税額控除額の計算明細書（平成29年4月1日以後用）【3ページ】

(新設)

6 耐久性向上改修工事等に係る事項
(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④	円	『増改築等工事証明書』の「3(3)⑧ア」当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④に関し交付を受ける補助金等の額	⑤		
(④ - ⑤)	⑥		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※50万円を超える場合に限り。			
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑦		『増改築等工事証明書』の「3(3)⑧エ」当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑦に関し交付を受ける補助金等の額	⑧		
(⑦ - ⑧)	⑨		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※50万円を超える場合に限り。			
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑩		『増改築等工事証明書』の「3(3)⑧キ」当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑩に関し交付を受ける補助金等の額	⑪		
(⑩ - ⑪)	⑫		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※50万円を超える場合に限り。			
(⑥ + ⑨ + ⑫)	⑬		『増改築等工事証明書』の「3(3)⑨」当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑬又は(⑬ × ⑧)	⑭		
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	⑮		⑮の金額が2以上ある場合には、⑮の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
⑭と⑮のいずれか少ない金額	⑯		
(⑯ × 10%)	⑰	(100円未満の端数切捨て)	

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑰+⑱+⑲+⑳)	㉑	円	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を〇で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑯又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
----------------------------	---	---	--

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【裏面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から⑤に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（以下「特定新規株式」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑥に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

一定の個人が、次の1の①から⑤に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（「特定新規株式」といいます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑥に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限ります。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑤の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑤の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

特定新規中小会社とは、次の①から⑤の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑤の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑥の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

また、⑥の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式

① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式

② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行されるもの

② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行されるもの

③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式

③ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式

④ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社・・・その株式会社により平成27年9月1日から平成30年3月31日までの間に発行されるもの

④ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社・・・その株式会社により平成27年9月1日から平成30年3月31日までの間に発行されるもの

⑤ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う株式会社で、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に同条の承認を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、認定地方公共団体の承認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの

⑤ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う株式会社で、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に同条の承認を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、認定地方公共団体の承認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるもの

⑥ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。）で平成33年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行されるもの

⑥ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。）で平成33年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行されるもの

(注) 対象となる特定新規中小会社には都道府県知事、認定地方公共団体の長又は国家戦略特別区域担当大臣による確認書が発行されています。

(注) 対象となる特定新規中小会社には都道府県知事、認定地方公共団体の長又は国家戦略特別区域担当大臣による確認書が発行されています。

2 寄附金控除額の計算

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。

控除額の計算に当たっては、まず、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

3 取得価額等の調整対象額の計算

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の③から⑤で取得費の調整対象額を計算してください。

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の③から⑤で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の②から⑤で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の②から⑤で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

③ 1の①から⑤の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

③ 1の①から⑤の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

(注) 1の①については都道府県知事が、②、⑤及び⑥については認定地方公共団体の長が、③については沖縄県知事が、④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

(注) 1の①については都道府県知事が、②、⑤及び⑥については認定地方公共団体の長が、③については沖縄県知事が、④については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書

④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書

⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況説明書

⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況説明書

⑥ 投資契約書の写し

⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

改正後	改正前
<p data-bbox="152 148 1102 209">個⑥029-1 債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="376 225 900 244">債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書</p> <p data-bbox="230 280 1046 331">この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第44条の2に規定する債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の特例の適用を受ける場合に使用します。</p> <p data-bbox="244 336 875 355">この明細書は、債務の免除を受けた日の属する年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="244 363 875 383">また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「所法44の2」と記載してください。</p> <p data-bbox="230 421 331 440">1 記載要領</p> <p data-bbox="244 448 1046 525">(1) この明細書の標題下の「不動産所得用 事業所得用 山林所得用 雑所得用」は、総収入金額に算入する金額⑤がある場合に、所法第44条の2第2項第1号から第4号までに規定する損失の金額が生じた所得の区分に応じて、それぞれ当てはまるものを○で囲みます。</p> <p data-bbox="244 533 725 552">(2) 「①」欄には、借入金、未払金又は買掛金などと記載します。</p> <p data-bbox="244 560 904 579">(3) 「②」欄及び「③」欄には、債権者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載します。</p> <p data-bbox="244 587 645 606">(4) 「④」欄は、該当する「□」欄をチェックします。</p> <p data-bbox="262 614 1046 665">なお、「その他」に該当する場合には、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である旨を括弧内に具体的に記載します。</p> <p data-bbox="244 673 678 692">(5) 「⑥」欄は、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="244 700 1046 777">(6) 「⑦」欄は、不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。</p> <p data-bbox="275 785 629 804">なお、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="244 812 1046 888">(7) 「⑧」欄は、事業所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。</p> <p data-bbox="275 896 629 916">なお、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="244 924 1046 1000">(8) 「⑨」欄は、山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。</p> <p data-bbox="275 1008 629 1027">なお、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="244 1035 1046 1112">(9) 「⑩」欄は、雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。</p> <p data-bbox="275 1120 629 1139">なお、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="244 1147 678 1166">(10) 「⑪」欄は、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="244 1174 1046 1225">(11) 「⑫」欄は、債務の免除により受ける経済的な利益の金額を総収入金額に算入した場合の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="230 1264 315 1283">2 提出先</p> <p data-bbox="262 1291 427 1310">納税地の所轄税務署長</p> <p data-bbox="230 1348 331 1367">3 根拠条文</p> <p data-bbox="262 1375 383 1394">所法第44条の2</p>	<p data-bbox="1128 148 2083 209">個⑥029-1 債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="1352 231 1877 250">債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書</p> <p data-bbox="1207 287 2022 338">この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第44条の2に規定する債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の特例の適用を受ける場合に使用します。</p> <p data-bbox="1220 343 1852 362">この明細書は、債務の免除を受けた日の属する年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1220 370 1852 389">また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「所法44の2」と記載してください。</p> <p data-bbox="1207 427 1308 446">1 記載要領</p> <p data-bbox="1220 454 2022 531">(1) この明細書の標題下の「不動産所得用 事業所得用 山林所得用 雑所得用」は、所法第44条の2第2項第1号から第4号までに規定する損失の金額が生じた所得の区分に応じて、それぞれ当てはまるものを○で囲みます。</p> <p data-bbox="1220 539 1702 558">(2) 「①」欄には、借入金、未払金又は買掛金などと記載します。</p> <p data-bbox="1220 566 1881 585">(3) 「②」欄及び「③」欄には、債権者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載します。</p> <p data-bbox="1220 593 1621 612">(4) 「④」欄は、該当する「□」欄をチェックします。</p> <p data-bbox="1238 620 2022 671">なお、「その他」に該当する場合には、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である旨を括弧内に具体的に記載します。</p> <p data-bbox="1220 679 1655 699">(5) 「⑥」欄は、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="1220 707 2022 783">(6) 「⑦」欄は、不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。</p> <p data-bbox="1252 791 1606 810">なお、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="1220 818 2022 895">(7) 「⑧」欄は、事業所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。</p> <p data-bbox="1252 903 1606 922">なお、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="1220 930 2022 1007">(8) 「⑨」欄は、山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。</p> <p data-bbox="1252 1015 1606 1034">なお、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="1220 1042 2022 1118">(9) 「⑩」欄は、雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。</p> <p data-bbox="1252 1126 1606 1145">なお、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="1220 1153 1655 1173">(10) 「⑪」欄は、金額の頭部に△を付けないで記載します。</p> <p data-bbox="1220 1181 2022 1225">(11) 「⑫」欄は、債務の免除により受ける経済的な利益の金額を総収入金額に算入した場合の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を記載します。</p> <p data-bbox="1207 1264 1292 1283">2 提出先</p> <p data-bbox="1238 1291 1404 1310">納税地の所轄税務署長</p> <p data-bbox="1207 1348 1308 1367">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1238 1375 1359 1394">所法第44条の2</p>

個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成29年分以降用）【1ページ】

(新設)

外国税額控除に関する明細書（居住者用）
（平成29年分以降用）

〔書き方については、説明の裏面を読んでください。〕

(平成 年分) 氏名 _____

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告 (賦課)の区分	所得の 計算期間	相手国での 課税標準	左に係る 外国所得税額
			・	・		・	(外貨)	(外貨)
			・	・		・	(外貨)	(外貨)
			・	・		・	(外貨)	(外貨)
計							円	円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告 (賦課)の区分	所得の 計算期間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった日	減額された 外国所得税額
			・		・	平成 年分	・	(外貨)
			・		・	平成 年分	・	(外貨)
			・		・	平成 年分	・	(外貨)
計								円

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

④の金額が⑤の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

④ 円 - ⑤ 円 = ⑥ 円 → 6の「⑩」欄に転記します。

④の金額が⑤の金額より少ない場合

⑤ 円 - ④ 円 = ⑦ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額			
年分	① 前年繰越額	② ④から控除すべき⑤の金額	③ ① - ②
平成 年分(3年前)	円	円	円
平成 年分(2年前)			円
平成 年分(前年)			円
計		円	

③、④、①の金額を5の「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額		
本年発生額	④に充当された前3年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額 (④ - ⑤)
円	円	円

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書（居住者用）（平成 29 年分以降用）【2 ページ】

(新設)

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額 ①	円	← 2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（詳しくは、 控除の裏面 を読んでください。)
所得総額 ②		← 2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（詳しくは、 控除の裏面 を読んでください。)
調整国外所得金額 ③		← 2の②の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
控除限度額 (①× $\frac{③}{②}$) ④		→ 5の「㉔」欄及び6の「㉑」欄に転記します。

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額 ⑤	円	← 3の「㉑」欄の金額に2.1%の税率を乗じて計算した金額を書きます。
所得総額 ⑥		← 3の「㉒」欄の金額を転記します。
調整国外所得金額 ⑦		← 3の「㉓」欄の金額を転記します。
控除限度額 (⑤× $\frac{⑦}{⑥}$) ⑧		→ 5の「㉕」欄及び6の「㉒」欄に転記します。

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算						
所得税 (3の④の金額) ㉔	円	所得 (㉑) 税 ㉕	円			
控除 復興特別所得税 ㉖		道府県民税 ㉖		控除 道府県民税 (㉖+㉗+㉘)とのいずれか少ない方の金額		
限度 市町村民税 (㉙×12%又は6%) ㉗		市町村民税 ㉗		控除 市町村民税 (㉙+㉚)とのいずれか少ない方の金額		
度 市町村民税 (㉛×18%又は24%) ㉘		市町村民税 ㉘		控除 市町村民税 (㉛+㉜)とのいずれか少ない方の金額		
額 計 (㉖+㉗+㉘+㉙) ㉚		計 (㉕+㉖+㉗) ㉚		控除 限度超過額 (㉚-㉛)		
外国所得税額 (1の㉑の金額) ㉑						
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細						
年 区 分	控 除 余 裕 額	控 除 限 度 超 過 額				
	㉓ 前年繰越額 ㉓ 及び本年発生日額	㉔ 前年繰越額 ㉔ 及び本年発生日額	㉕ 前年繰越額 ㉕ 及び本年発生日額	㉖ 前年繰越額 ㉖ 及び本年発生日額	㉗ 前年繰越額 ㉗ 及び本年発生日額	㉘ 前年繰越額 ㉘ 及び本年発生日額
平成 所得税	円	円	円	円	円	円
道府県民税						
(3年前) 市町村民税						
平成 所得税		円	円			円
道府県民税						
(2年前) 市町村民税						
平成 所得税			円			
道府県民税						
(前年) 市町村民税						
合 計	㉓			㉔		
所得税						
道府県民税						
市町村民税						
計	㉓			㉔		
本年分						
所得税 ㉑	㉑		㉑		㉑	
道府県民税 ㉒						
市町村民税 ㉓						
計 ㉔	㉔					

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額 (3の④の金額) ㉑	円	復興財論法第14条第1項による控除税額 (㉑より小さい場合に㉑-㉒と㉑とのいずれか少ない方の金額) ㉑	円
復興特別所得税の控除限度額 (4の⑤の金額) ㉒		所法第95条第2項による控除税額 (5の①の金額) ㉒	
外国所得税額 (1の㉑の金額) ㉑		所法第95条第3項による控除税額 (5の①の金額) ㉑	
所法第95条第1項による控除税額 (㉑+㉒とのいずれか少ない方の金額) ㉒		控 除 税 額 (㉑+㉒+ (㉑又は㉒)) ㉒	

㉑の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄（申告書Aは㉑欄、申告書Bは㉑欄）の「区分」の□に「1」と記入します。